

## 届出書の記入要領及び添付図面

### 1. 大規模行為（変更）届出書（第1号様式）記入要領

届出書は、2部を行為の場所のある市町村担当窓口<sup>※</sup>に提出してください。

事務権限移譲を受けた市町村へ届出する場合は、1部を提出です。

関連する複数の行為は、同一の届出書で届出をすることができます。

また、届出の内容について問い合わせをすることがありますので、余白に、届出担当者（設計担当者、コンサルタント、行政書士等）の氏名・連絡先（電話番号、メールアドレス）、を記入してください。控えを取っておくことをお勧めします。

**注意** 以下に該当する場合は届出を要しません。

- 広告板、広告塔その他これらに類する工作物について、屋外広告物条例が適用となる行為の場合
- 屋外における物件の堆積について、期間が90日を超えない場合又は外部から見通すことができない場所での行為の場合
- 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わない場合
- 存続期間が90日を超えない仮設の建築物の建築等の場合

※その他の適用除外については、P.3を参照してください。

#### (1) 「年月日」の欄

届出書を提出する年月日を記入してください。

行為に着手する50日前までに届出をしてください。

※市町村担当窓口で受理した日から起算して50日となるのでご注意ください。

#### (2) 「届出者」の欄

施主の

- 氏名（法人の場合は法人の名称、代表者の役職名及び氏名）
- 住所（法人の場合は主たる事務所（本社・本店）の所在地）
- 郵便番号
- 連絡先（施主の自宅・勤務先・その他のいずれかの電話番号）

を記入してください。

なお、**押印は必要ありません。**

#### (3) 「大規模行為の場所」の欄

大規模行為の場所の住所を地名・地番まで記入してください。

なお、地名・地番が複数ある場合は、代表する住所を1ヶ所記入し、その住所の最後に「外」を付けて省略することができます。

また、同一の届出書で複数の場所（同一の市町村内に限る）での大規模行為を届け出る場合には、別に各場所の住所の一覧表を添付してください。

青森県内の複数の市町村にまたがる行為の場合には、各々の市町村について記入してください。

#### (4) 「大規模行為の期間」の欄

##### ① 「着手予定日」

事実上当該行為に取りかかる予定の年月日（仮設や立木伐採等の準備行為は含まず、土工事や杭地業工事、堆積や掘採等を開始する日。）を記入してください。この年月日は、「届出があった日」から**50日以降**でなければなりません。

※「届出があった日」とは、届出窓口である市町村担当課に受理された日となるので、ご注意ください。

複数の行為を同一の届出書で届出している場合は、それぞれの行為について「着手予定日」を記入してください。

※日程に余裕が無い等の場合は事前に相談してください。

##### ② 「完了予定日」

当該行為の完了予定日を記入してください。

屋外における物件の堆積において、堆積の終期が明確でなく、継続的に集積又は堆積が行われる行為の場合には、「完了予定日」の記入を要しません。

複数の行為を同一の届出書で届出している場合は、それぞれの行為について「完了予定日」を記入してください。

#### (5) 「大規模行為の種類」の欄

該当する種類の大規模行為の口に「✓」を記入し、建築物・工作物については、以下の必要事項を記入してください。

行為の種類が複数ある場合には、該当するものすべてに「✓」を記入してください

##### ① 「建築物」

用 途：建築物の用途を記入してください。

（例：事務所、店舗、工場、〇〇施設など）

行為区分：該当するものを○で囲んでください。

##### ② 「工作物」

種 類：青森県景観条例施行規則第3条第3項に掲げる工作物（例：擁壁、電波塔、広告塔など、P.2 下段に掲げる①～⑫の「工作物の種類」から選んで）記入してください。

用 途：工作物の用途を記入してください。

行為区分：該当するものを○で囲んでください。

#### (6) 「景観形成のために特に配慮した事項」の欄

敷地内の緑化への配慮や、色彩・デザイン等における配慮、規模・配置等における配慮等、届出者が主張できる事項を**具体的に必ず**記入してください。

#### (7) 「その他の参考事項」の欄

- **他法令の許認可等**があれば記入してください。  
（例：農地法、砂利採取法、採石法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法など）
- **変更届出の場合**は、**前回届出の際の適合通知の年月日・番号**を記入してください。
- 他に関連する行為を別途届出する場合には（例：「開発行為」と「建築物の新築」等）、適合通知済の行為（適合通知の年月日・番号）又は届出予定の行為について記入してください。
- 砂利採取等で前回届出区域における行為が終了し、引き続き隣接区域における行為の届出を行う場合は、その旨記入してください。

## (8) 「大規模行為の設計又は施工方法」の欄

### ① 「建築物」

規模等は建築物1棟毎に判断し、同一敷地内にある複数の建築物の合計ではありません。

面積は、**建築面積**（建築基準法施行令第2条第1項第2号）で判断します。延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号）での判断ではありません。

既に建築物のある敷地内に新たに別棟で建築物を建てる場合は、届出上、「新築」となります。

また、新たな建築物を既存建築物と渡り廊下等で接続する場合は、「増築」となり、既存建築物を含めた建築面積によって届出の要否を判断します。増築部分の面積が、基準以下であっても、建物全体の面積が基準を超えた場合には、届出が必要となります。なお、増築する部分の建築面積の合計が10㎡を超えない場合には、届出は不要です。

増改築等により、高さが基準を超える場合には届出が必要になります。

- ・ 新築の場合、「既存部分」の欄の記入は不要です。
- ・ 「高さ」は、棟飾等の屋上突出物を含む地盤面からの高さとなります。ただし、避雷針は含みません。

### ② 「工作物」

増改築等により、築造面積や高さが基準を超える場合には届出が必要になります。

- ・ 「築造面積」は、工作物の水平投影面積です。
- ・ 「高さ」は、附帯する機器を含む地盤面からの高さとなります。ただし、「高さ」には避雷針は含みませんが、設置するアンテナ等は含みます。
- ・ 建築物の屋上等に設置される工作物の「高さ」は、建築物を含む地盤面からの高さで判断しますので、当該工作物の高さと併せて、地盤面から工作物の上端までの高さを括弧書きで記入してください。

### ③ 「開発行為」・「土地の形質の変更」

都市計画法第4条第12項に定義される「開発行為」と同義ですが、当該届出の要件と同法による開発許可申請の要件は異なりますのでご注意ください。

また、造成済みの土地を舗装する場合は、土地の形質の変更に該当します。

- ・ 「法面の高さ」は、当該行為の切土又は盛土の**最大の高さ**です。法面が階段状に生じる場合にあっては、最低地盤面から最高部の法肩まで（盛土においては、既存最低地盤面から盛土最高部まで）の高低差が「法面の高さ」に該当します。擁壁等を設置する場合も同様です。
- ・ 「面積」は、実際に着手する面積を記入してください。

### ④ 「土石の採取又は鉱物の掘採」

- ・ 「法面の高さ」は、当該行為により発生する法面の**最大の高さ**です。法面が階段状となる場合には、最低地盤面から最高部の法肩までの高低差が「法面の高さ」に該当します。

なお、地盤面下の掘削の場合は、採取後に埋め戻す場合でもあっても**最大掘削の深さ**を記入してください。

- ・ 「面積」は、採取又は掘採区域の面積のことであり、**保安区域や搬入路等は含みません**。

### ⑤ 「屋外における物件の堆積」

- ・ 「高さ」は、堆積する物件の**最大の高さ**を記入してください。
- ・ 「面積」は、**堆積する部分の面積**を記入してください。

⑥「水面の埋立て又は干拓」

- 「法面の高さ」は、当該行為により発生する法面の**最大の高さ**です。法面が階段状に生じる場合にあっては、水面又は最低地盤面から最高部の法肩までの高低差が「法面の高さ」が該当します。擁壁等を設置する場合も同様です。
- 「面積」は、埋立て又は干拓する部分の面積を記入してください。

## 2. 届出書の記入例

第1号様式（第4条、第5条関係）

（第1面）

提出部数：2部（市町村窓口へ提出、事務権限移譲を受けた市町村へは1部）

県内の複数の市町村にまたがる場合には数値の大きい市町村へ提出

### 大規模行為 ~~（変更）~~ 届出書

届出日は着手予定日の  
50日以上前！  
市町村窓口へ提出する日

令和2年 6月 1日

青森県知事 殿

着手予定日は  
届出日の50  
日以上後！  
「着手」とは事実  
上工事にかかる  
日で、準備行為  
を含まない。

届出者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	押印は不要
	住所	郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	連絡先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 <u>勤務先</u> その他 電話番号 〇〇〇〇 ( 〇〇 ) 〇〇〇〇	

青森県景観条例第10条第1項 ~~（第2項）~~ の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模行為の場所	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇-〇〇外			地番まで必ず記入すること。(地番が多い場合は「~外」又は別紙も可)	
大規模行為の期間	着手予定日	令和2年 9月 1日	完了予定日	令和3年 3月 31日	
大規模行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物	用途	物品販売店舗		
		行為区分	<u>新築</u> ・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 工作物	種類	鉄塔		
		用途	小型風力発電施設		
	行為区分	<u>新設</u> ・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 土石の採取又は鉱物の掘採	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓
景観の形成のために特に配慮した事項	(例) 周辺建物に合わせた高さとし、色彩は明度、彩度を抑えた茶系色とした。前面道路側には緑地を設け、ドウダンツツジなどの低木を植え、周辺環境へ配慮した。 敷地内の緑化への配慮、色彩・デザイン等における配慮、規模・配置等における配慮等、届出者が主張できる事項を必ず記入すること。				
その他の参考事項	(例) 建築基準法による建築確認申請済 既存工作物は大規模行為届出済(R2.4.1付通知) 農地法、砂利採取法、採石法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物条例など他法令の許認可等があれば記入すること。				

屋外における物件の堆積で終期が未定の場合には、記入不要

余白に届出書の内容について問い合わせができる担当者(設計担当、行政書士等)の氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を記入すること。上記住所と通知書の送付先が異なる場合には、送付先も記入すること。

連絡先(送付先)  
〒000-000 〇〇市〇〇〇-0  
(株)〇〇設計事務所 担当〇〇〇  
電話：000-000-0000  
メール：XXXX@XXX.co.jp

※同一敷地内に複数の対象となる建築物等がある場合には、別紙で一覧表を添付すること。

大規模行為の設計又は施工方法	建築物	区分	届出部分	既存部分	合計
		敷地面積			
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;">届出の要否は建築面積で判断</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;">避雷針を除いた最高の高さ</div>	建築面積	3,000.00 m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	3,000.00 m <sup>2</sup>
	延べ面積	6,000.00 m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	6,000.00 m <sup>2</sup>
	高さ	12.00 m		m	12.00 m
	外観の変更			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造	S造一部RC造			
	増築の場合のみ記入(建築物等単体で判断)				
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;">避雷針を除いた高さ。建築物に設置する場合は( )書きで地盤面からの高さも記入</div>	区分	届出部分	既存部分	合計	
	築造面積又は表示面積	50.00 m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	50.00 m <sup>2</sup>
	高さ	20.00 (28.00) m			20.00 (28.00) m
	外観の変更			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;">目的や種目を漏れなく記入</div>	目的	物品販売店舗建設	法面の高さ	面積	
			1.00 m	10,000.00 m <sup>2</sup>	
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;">発生する法面、擁壁、堆積等の最大の高さ(最低地盤面と最高部までの差)を記入</div>	土石の採取又は鉦物の掘採	種類	法面の高さ	面積	
			m	m <sup>2</sup>	
	土地の形質の変更		法面	面積	
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;">実質的に行為の及ぶ範囲の面積を記入</div>	屋外における物件の堆積	物件の種類	高さ	面積	
			m	m <sup>2</sup>	
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;">目的</div>	水面の埋立て又は干拓	目的	法面の高さ	面積	
			m	m <sup>2</sup>	

- 注1 大規模行為の種類欄は、□にレ印を付け、建築物及び工作物にあっては、該当する行為区分を○で囲んでください。
- 2 その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する場合にはその旨を記入するなど、参考となる事項を記入してください。
- 3 建築物及び工作物欄の外観の変更には、素材又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- 4 建築物及び工作物欄の構造には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 5 工作物欄の高さには、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書きで地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。
- 6 土石の採取又は鉦物の掘採欄の種類には、採取又は掘採をする主たる岩石、鉦物等の種類を記入してください。
- 7 大規模行為の変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入し、その下に変更前の内容を括弧書きで記入してください。
- 8 この届出書には、大規模行為の種類に応じて、青森県景観条例施行規則別表に掲げる図面等(大規模行為の変更の届出にあっては、当該変更に係るもの)を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

### 3. 添付図面等

#### (1) 添付する図面の種類

図面の種類	行為の種類			
	建築物の新築・ 工作物の新設等	開発行為・ 土地の形質の変更・ 水面の埋立て又は干拓	土石の採取及 び鉱物の掘採	屋外における 物件の堆積
① 付近見取図	○	○	○	○
② 現況図	—	○	○	—
③ 配置図	○	—	—	○
④ 平面図	○	—	—	—
⑤ 計画平面図	—	○	○	—
⑥ 立面図	○	—	—	—
⑦ 断面図	—	○	○	—
⑧ 現況写真	○	○	○	○

#### (2) 図面に明示すべき事項又は注意事項

##### ① 付近見取図

- ・方位、道路、目標となる地物、当該行為の位置を明示すること。

##### ② 現況図

- ・縮尺、方位、行為を行う区域、周辺の土地利用状況を明示すること。
- ・土地の起伏等が分かるよう現地盤の高さや等高線等を記載すること。

##### ③ 配置図

- ・縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における位置、隣接する道路の位置を明示すること。
- ・物件の堆積の場合においては、物件の堆積の方法を記載すること。
- ・緑化措置を講じる場合には、その位置、種類及びその内容を記載すること。
- ・舗装等を行う場合には、その位置及び種類を記載すること。
- ・柵、塀等の外構施設を設置する場合には、その位置、種類及び規模を記載すること。
- ・同一敷地内に複数の建築物等がある場合には、それらの建築面積や高さ、過去に届出をしたものについては、その通知年月日番号等記載すること。

##### ④ 平面図

- ・縮尺、方位、寸法を明示すること。
- ・床面積の異なる階ごとに作成すること。ただし、同一面積であっても、平面形状が異なる階についてもできる限り添付すること。
- ・外壁より突出する軒先の線を明示すること。
- ・建築物の移転又は外観の変更に係る届出の場合には不要である。

##### ⑤ 計画平面図

- ・縮尺、方位、法面（擁壁を含む）の位置及び規模を明示すること。
- ・土石の採取又は鉱物の掘採においては、作業中の遮へい物の位置、種類及び規模を明示すること。
- ・緑化措置を講じる場合には、その位置、種類及びその内容を記載すること。
- ・法面の処理方法や舗装、通路等についても明示すること。

## ⑥ 立面図

- ・縮尺、寸法（高さ）、**素材及び色彩**を明示すること。
- ・2面以上添付すること。特に前面道路等の敷地外から見通すことのできる面について添付すること。
- ・色彩については、**色見本番号又はマンセル値**等を具体的に明示するとともに、立面図に着色するか、パース図等のカラーコピーを添付することが望ましい。
- ・素材及び色彩については、外部仕上表等に必要事項を記載したものを別に添付してもよい。
- ・外壁等に店名や模様等を表示する場合には、その素材及び色彩についても明示すること。
- ・鉄塔等について、特に塗装を行わない場合には、メッキ等の表面仕上げについて明示すること。
- ・鉄塔等構造体のみで構成される場合には、使用部材の寸法・形状についても明示すること。
- ・鉄塔等については、露出して附帯する器機等（収納箱を含む）についても素材及び色彩を明示すること。

## ⑦ 断面図

- ・行為の前後における縦断図、横断図とすること。
- ・縦断図及び横断図の位置を計画平面図に明示すること。
- ・できる限り法面の高さが最大となる地点についての断面図を添付すること。

## ⑧ 現況写真

- ・行為地とその周辺の状況が分かる**カラー写真**を添付すること。
- ・写真撮影の位置及び方向を配置図等に明示すること。
- ・行為の範囲は分かるよう赤線等で囲むこと。

## ⑨ その他

- ・図面は、できる限り日本工業規格 A3版とし、A4版の大きさに折り、届出書に直接綴じるか、図面袋等に入れること。
- ・原図を縮小した図面を添付する場合は、縮小後の縮尺を明示すること。
- ・図面は、建築確認や開発許可申請等の図面を流用しても構わないが、必要事項は適宜記入すること。
- ・図面には設計者等の記名・押印は不要である。
- ・所定の図面等以外は、添付しないこと。ただし、他の許認可申請と図面を共用するなどにより、必要事項が複数の図面等に分散して記載されている場合はこの限りでない。  
(特に土地登記簿謄本や公図の写し等などは添付しないこと。)
- ・記載する言語は日本語を基本とし、他の許認可申請と共用している図面等の外国語表記部分には日本語訳を付すこと。